

川崎市障害児通所支援開設前説明会

就学・進学相談のしくみ

川崎市総合教育センター
特別支援教育センター

本日の内容

1. 支援を要するお子さんの就学・進学先の決定について
2. 就学相談 ~いつどこでどのように?~
3. 進学相談 ~いつどこでどのように?~

1. 支援を要するお子さんの就学・進学先の決定について

就学・進学相談とは

- 次年度4月に小中学校・特別支援学校小中学部に就学予定の年長児、小学校6年生とその保護者を対象に、お子さんの教育的ニーズと必要な支援・配慮を明らかにし、安心して就学・進学を迎えられるようにすること

単に、就学・進学先の決定を行う機会ではない

- 学区の小中学校はもちろん、保護者もお子さんのことを改めて見つめ直す機会

学校教育の変化 ～就学のしくみと基本的な考え方～

国内法の整備

「特殊教育」から「特別支援教育」へ

- ◆平成19年・・・「特別支援教育の推進について」において、特別支援教育が学校教育法に位置づけられる。

「インクルーシブ教育システム」「基礎的環境整備」「合理的配慮」
できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき

- ◆平成24年・・・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度

- ◆平成25年・・・就学制度の改正（学校教育法施行令一部改正）

就学・進学相談の基本的な考え方

- 障害者の権利に関する条約（第24条 教育）

「障害者が自分の住む地域で教育を受けようにする」

- 文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

「障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべき」

障害のある子どもと障害のない子どもが
地域社会で共に学ぶということ

支援を要するお子さんの就学・進学先決定の仕組

(平成25年度より変更: **障害の程度だけで就学先は決定しない**)

22条の3の表に該当しない

22条の3の表に該当
(障害の程度が最重度・重度)

小中学校

「特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」以外の者

認定特別支援学校就学者

「22条の3に規定する程度の**ものうち**、教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」

平成25年10月4日 文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

就学・進学先の決定（特別支援学校）

教育支援会議等の審議を経て、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえて、総合的に、教育委員会が「特別支援学校に就学させることが適当である」と認める者を認定特別支援学校就学者として就学・進学先を決定

*保護者の希望のみで決定することはない

2. 就学相談（年長児申込4月～）

溝口相談室

高津・宮前・多摩・麻生区

「JR南武線」武蔵溝ノ口駅より
徒歩20分

「東急田園都市線」
高津、二子新地駅より徒歩15分

TEL 844-3700



塚越相談室

川崎・幸・中原区

「JR南武線」鹿島田駅下車
徒歩8分

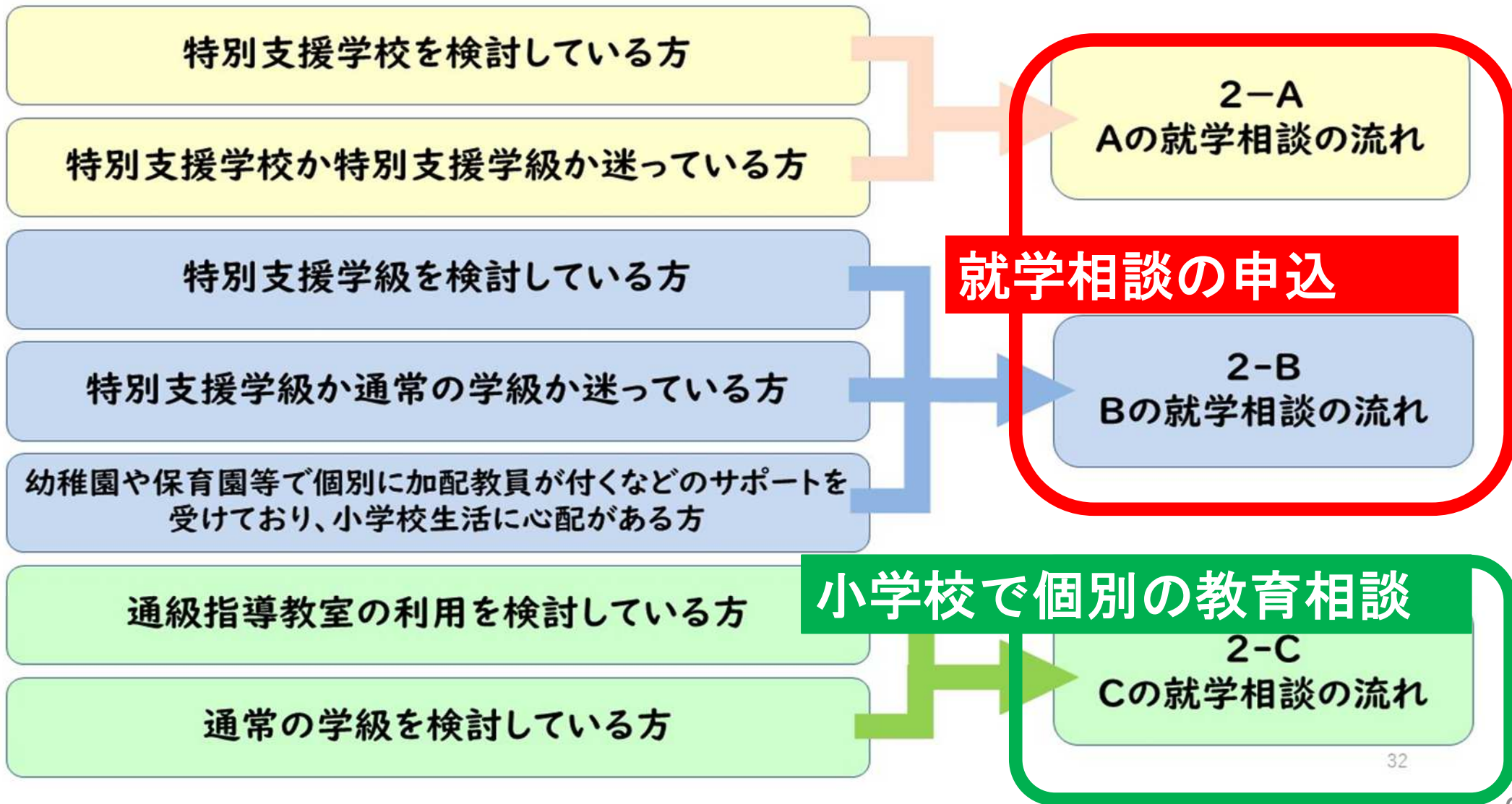
川崎市立塚越中学校の隣

TEL 541-3633



検索

川崎市 就学相談



就学相談の主な流れ

1. 就学相談の申込

2. 総合教育センターでの相談

3. 行動観察の様子への報告

4. 小学校での個別の教育相談

5. 総合教育センターへ連絡（保護者の意向確認）

特別支援学校

特別支援学級

通常の学級

6. 就学先の決定

6. 就学先の決定

学区の小学校・特別支援
学校の見学会等参加

幼・保・児発・療育
等からの案内

学区の小学校の
就学時健診

川崎市教育支援会議専門部会
川崎市教育支援会議
神奈川県教育支援委員会

3. 進学相談（5年生から在籍校にて実施）

進学相談の主な流れ

進学相談（随時必要に応じて実施）

学区の中学校・特別支援
学校の5年生対象の見学
会等参加

意向調査（数回実施）

学区の中学校・特別支援
学校の6年生対象の見学
会等参加

進学説明会

中学校・中学部での個別の教育相談

川崎市教育支援会議専門部会
川崎市教育支援会議
神奈川県教育支援委員会

市・県教育委員会による進学先の決定